

愛知県立大学発ベンチャー審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規程第4条第3項の規定に基づき、大学発ベンチャー審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学発ベンチャーの認定又は不認定に関する事項
- (2) その他大学発ベンチャーに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長（研究科長を兼ねる。）
- (4) 学術研究情報センター長、地域連携センター長
- (5) 研究推進局長
- (6) 事務部門長
- (7) 守山キャンパス長

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の在任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、学長を充て、副委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(議決方法)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、県大総務課において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。